

大磯町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項の規定に基づく大磯町農業委員会の委員の定数及び同法第18条第2項の規定に基づく農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとする。

(農業委員会の委員の定数)

第2条 農業委員会の委員の定数は、14人とする。

(農地利用最適化推進委員の定数)

第3条 農地利用最適化推進委員の定数は、4人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年8月25日から施行する。

(大磯町農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止)

2 大磯町農業委員会の選挙による委員の定数条例(昭和30年大磯町条例第31号)は、廃止する。

(大磯町特別職職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 大磯町特別職職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年大磯町条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

農業委員会委員	月額 20,300円	同上
---------	------------	----

」

を

「

農業委員会委員	月額 20,300円	同上
農地利用最適化推進委員	月額 20,300円	同上

」

に改める。

平成29年11月29日提出

大磯町長 中 崎 久 雄